

広島県告示第六百五十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があった。

平成二十三年七月七日

広島県知事 湯崎英彦

一 病院又は診療所

名称		所在地		自立支援医療の種類	診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名	変更年月日
新	旧	新	旧				
広島県厚生農業協同組合連合会尾道総合病院		尾道市平原一丁目一〇―一三三		育成医療・更生医療	耳鼻咽喉科 整形外科 外科 歯科口腔外科	森直樹 数面義雄 石川哲大 原潤一	平成二十三年五月一日
尾道市古浜町七―一九							
育成医療				小児外科	和田知久		

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名称	所在地		自立支援医療の種類	変更年月日
	新	旧		
三次全快堂薬局	三次市十日市南五丁目九―二一	三次市十日市南五丁目九―二四	育成医療・更生医療	平成二十三年五月一日
なべか薬局有限公司	尾道市新高山三丁目一七〇―二四八	尾道市新高山三丁目一七〇―一〇九	精神通院医療	平成二十三年九月一日
黒滝薬局	竹原市忠海中町二―一―一六	竹原市忠海中町二―一〇―六	精神通院医療	平成二十三年五月六日